

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 28 年 12 月 19 日 10 : 45 平成 28 年 12 月 19 日 11 : 15
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 定例会の検証について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 第 1 定例会の検証について 委員長：定例会の検証を行う。意見はあるか。 鈴木(安)委員：自分の一般質問であるが、10 分間休憩を取らざるを得なかった。事務方の責任と町長は言っているが、事前の調整が必要ではないか。 また、高縁議員の冒頭の発言で「日本共産党を代表して」というのはどうなのか。それぞれ議長から注意を促す必要はないか。 委員長：「共産党」というのは、はっきりダメとは言えないのではないか。ただ、「代表して」とはできないのではないか。国会の代表質問ではない。その辺は注意していただきたい。また、10 分間の中断の件であるが、町長が話に詰まって答えられる状況になかったからやむを得ない。議長の休憩の判断は的確だったと思う。 副議長：その時「なについ」という声が上がった。マイクに入っていなかった(発言の中でなかった)のでよかったが、注意が必要である。 委員長：相手を尊重して、言葉は丁寧に行うべきである。今後注意が必要である。 吉田委員：通告内容から外れた一般質問があった。また、全体的に通告時間より短めであった。また、自分もそうであるが「お願い」や「要望」になっていたところがあった。 鈴木(茂)委員：高縁議員の町の情報説明の在り方の質問の際、多世代交流センターの例を出したが、そのものの質問になってしまい紛らわしかった。通告外という人もいた。 委員長：もっと言い方を工夫すればできたと思う。議長判断に任せたいが、ある程度質問者の考えを尊重していくべきであると思う。 小林委員：町長への「お願い」であるが、鈴木茂議員は 4 回そのように発言している。 (「提案」という意味という人あり。) 小林委員：高縁議員の質問の中で議員には調査権があると発言したが、議員にはな</p>

い。徹底すべきである。また、事務的な質問という点では、七宮議員がかなり細かい点を質問していた。町民の関心のある問題であるが、一般質問は制度について質すものなのでもっと整理して行えばよかった。

町長の発言であるが、町長の考えを聞きたいと質問しているのに、ほとんど全部課長に答弁させている。提案者である町長の考え方を聞きたいので、町長の考えを示すべき。計数などは課長でよい。少なくとも、町長は全部目を通して内容は分かっているはずである。細かい点は別として、町長の考えは町長自らが答弁すべきである。そのことを、議長から申し入れしてほしい。

鈴木(茂)委員：町長は、自分の考えを言わないで課長に振ってしまった。考えを述べてから振るべきである。いきなり振るのはおかしい。

委員長：町長の考えなのか。議長から口頭で話をしてほしい。

吉田委員：雑談が目立った。説明員と傍聴者と。

議長：総務課長と振興課長の話が給食センター所長まで聞こえたと言っていた。

鈴木(茂)委員：傍聴者が多かった。

委員長：そのほかないか。「特定地区の要望ではないか」という点。

鈴木(茂)委員：下重議員の道路に関しては町全体の問題である。特定地区の問題ではない。

委員長：自分の地区の問題もやらないと応援してもらえないということもあるが、細かくならなければよいと思う。

吉田委員：タブレットの活用という点とは。

事務局長：諸般の報告での配布資料をタブレットに入れたかということである。

鈴木(茂)委員：議場に整備されないと使えない。臨時会ぐらいはペーパーレスでできないかと思う。

事務局長：現在ためしに容量の大きいルーターを入れている。その結果では議場でも十分対応できることが分かった。1月から本格的導入する考えである。

したがって、議場でも使う方向で今後検討することになるが、議案書を取り込むことは現段階では難しいと思う。さしあたって考えられるのは、説明資料として本会議時に配布される資料は電子化が可能であると考ええる。

委員長：専決に関してであるが、年度切り替え時に間に合わなくて行うイメージしかない。今回のものは緊急というが、議会は開けたのではないかと思う。

事務局長：まず専決であるが、自治法では179条と180条に規定している。179条1項では専決のできる場合を規定している。一番多いのは緊急時に行うことで今回はそれにあたる。この条文を読めばわかるが、議会が開けないほど緊急であることが明らかである時となっており、緊急か否かの判断は客観的でなければならないとされている。これは18年に法改正されていて、以前は「議会を開く暇がない」とされておりその判断は長に任せられていた。なので、議会がそうではないと思っても長が暇がないと判断すれば専決できたことになっていた。今は、客観性を求められる。委員長の言った年度切り替えのときは、例年3月30日や31日に行っている。年度ギリギリなので緊急性があると言えばあるのだが、矢祭町などはその日に臨時会を開くことを通例としている。今回の件だが、説明だけから判断すると、10月5

日に災害が発生し、専決を10月11日に行っているので、3日の告示期間を考えてもできないとは言い難い。それ以外の事実により専決したと思うが、それ以外の客観的説明はなかったと思うし、質問もなかった。しかし、時間があるから何でも議会を開くかというところ、180条では専決できるものをあらかじめ決めておくことができるとなっており、本町でも少額の契約変更などはそれにあたる。したがって、179条と180条の専決をうまく区分して運用すれば179条の規定による専決はかなり抑えられるものとする。

委員長：監査委員も言っているが発注してしまえばあとは変更、変更で進めている。これも同じような問題である。これも、議長から申し入れしておくべきでないか。

議長：なるべく臨時議会を開いて行うように文書で申し入れる。

事務局長：文面であるが179条1項適用が明らかなのか十分検討すべきという内容でよいか。

（「よい」という人あり。）

委員長：議会を軽く考えられては困る。

鈴木(安)委員：専決処分されてしまうと覆すことができない。長が臨時会を開かない場合は、議長にその権限がある。検討すべきである。

委員長：そのほかなければ終わりにしたい。

事務局長：採決の方法であるが、「可を諮る」原則がある。したがって、委員長報告が否決であっても、原案に対しての賛否を問うことになる。この点を再度確認してほしい。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長